

妊孕性温存療法等助成制度助成事業 Q&A

【妊孕性温存】

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| 配偶者が妊孕性温存をした。申請書（様式第1-1号）は誰が記入しますか。 | 患者が成人している場合、書類の記載は原則、患者本人が行ってください。 |
| 妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関（様式2-2号）の用紙は、どこに書いてもらったらよいですか。 | 指定医療機関に属する医師の治療方針に基づいて、指定医療機関外の医療機関で治療を行った場合や院外薬局への支払いがあった場合も助成対象となるため、当該医療機関や薬局に提出して記載してもらってください。（指定医療機関の支払い分で助成上限額を超えている場合は不要です。） |
| 夫43歳以上、妻43歳未満で夫ががんになり、抗がん剤治療の前に精子凍結治療を受けた。助成制度の対象になりますか。 | 凍結保存の時点で申請者（患者本人の夫）が43歳未満であることが要件ですので、助成対象外となります。 |
| 妊孕性についてがん治療をする病院では説明されなかった。自分で卵子凍結をしている病院を探して治療してもらっても良いですか。 | がん治療をしている主治医に相談し、妊孕性温存の対象かどうか確認し、ご自身が将来子供を持つことを希望していることを話してください。対象となる場合、主治医から妊孕性温存療法を実施している指定医療機関へ紹介となります。話しづらい時は、がん相談支援センターを活用してください。 |
| 妊孕性温存には更新費用がかかるが、この維持費も負担してもらえますか。 | 初回にかかった費用のみ助成対象となりますが、更新費用については自己負担となります。 |
| 未受精卵子凍結をした時に助成を受けました。今回、胚（受精卵）凍結をしましたが、2度は助成してもらえませんか | 1人2回まで申請可能です。異なる治療を受けた場合でも申請が可能です。 なお、異なる治療を受けた場合であっても、その治療が一連のものである場合は1回とカウントし、助成上限額の高い治療分を助成します。 |
| 他県で妊孕性温存治療した。住民票のある茨城県で助成してもらえますか？ | 各都道府県の指定医療機関であれば、他県で治療を受けても住民票のある茨城県で申請可能です。 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>3歳の子供が卵巣組織凍結を予定しているが対象になりますか。</p> | <p>対象となります。未成年のため親権者による申請をお願いします。続柄がわかる戸籍謄本の添付が必要で、振込口座も申請者と同じ親権者となります。</p> |
| <p>申請期限はいつまでですか。</p> | <p>助成対象の妊孕性温存療法に係る費用の支払い日が属する年度内に申請してください。妊孕性温存療法実施後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情でその年度内に申請が難しい場合は、理由書（様式自由）を添付して申請してください。</p> |

【温存後生殖補助医療】

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>男性がん患者だが、生殖補助は妻が受ける治療のため、(様式第1-2号)申請者は妻でよいですか。</p> | <p>申請者は、原則として温存治療を受けたがん患者となります。ご質問の場合、申請者は男性がん患者となり、振込口座も申請者と同じになります。</p> |
| <p>10年前がんになり、その際に妊孕性温存治療を行った。令和4年4月1日以降に凍結していた胚を使用して生殖補助医療を行ったが、対象になりますか。</p> | <p>妊孕性温存治療を行った医療機関が現在指定医療機関となっており、凍結した時の年齢が43歳未満で、生殖補助医療助成対象の要件を満たしている場合は助成対象となります。ただし、原疾患治療実施医療機関による証明書(様式第2-1号)をがん治療を実施した医療機関に記載してもらうか、同等の内容の記載された診療情報提供書の添付が必要となります。</p> <p>また、申請期限は温存後生殖補助医療の費用の支払いが生じた年度内の申請となりますのでご注意ください。</p> |